資料７

令和８年千葉連続風水害からの復旧・復興と災害に強い千葉県づくりに向けた基本方針
主な関連事業

「令和８年度９月補正予算案（追加提案分)」及び「令和８年千葉連続風水害への対応に係る補正予算の専決」において予算計上した、基本方針の主な関連事業等は以下のとおりである（記者発表資料から抜粋)。

今後、被災者等への生活再建支援や被災地域の農林水産施設・社会福祉施設などの復旧支援に加え、建物の浸水被害防止などについて、更なる補正予算等を編成予定。

１　被災者の生活・なりわいの再建（16 事業※うち４事業は今後予算計上予定）

┌９月補正（追加提案分）

〇災害弔慰金・見舞金（危機管理政策課）　55,000 千円

災害により死亡した方の遺族や負傷した方、住居が全壊した世帯に対し、弔慰金・見舞金を支給します。

［支給額］弔慰金：死亡した方の遺族　１人につき 510 万円（生計維持者以外は 260 万円）
見舞金：重傷者　１人につき３万円、住家全壊 １世帯につき 10 万円

┌９月補正（追加提案分）

〇災害援護資金貸付金（危機管理政策課）　105,000 千円
（債務負担行為の設定）

住家の浸水などにより、家財等が大きな損害を受けた被災者に対し、生活を立て直すための資金の貸付けを行います。また、被災者の経済的負担を軽減するため、無利子となるよう利子相当分を県が全額助成します。

・災害援護資金の貸付け 105,000 千円
・利子補給額　融資額 105,000 千円以内について、年利 3.0％以内の利子相当額

┌９月補正（追加提案分）

〇災害復興住宅資金利子補給事業（住宅課）　（債務負担行為の設定）

被災した住宅の補修等に係る被災者の経済的負担を軽減するため、被災者が資金を金融機関から借り入れる場合に、市町村と共同して利子の一部を助成します。

・利子補給額融資額 420,000 千円以内について、市町村が利子補給をした金額の２分の１を市町村に助成（上限 1％）

┌９月補正（追加提案分）＋専決

〇応急仮設住宅の借上げ（住宅課）　300,000 千円

住宅が被災し居住できない方等に対して、一時的な住まいを提供するため、災害救助法に基づく応急仮設住宅として、県が民間賃貸住宅を借上げます。

［借上戸数］300 戸を予定
［入居期間］最長２年間
［費用負担］県負担：家賃、共益費、礼金、仲介手数料 等
入居者負担：光熱水費 等

┌ 9月補正（追加提案分）

○感染症法に基づく消毒費用の負担（健康福祉政策課）　30,000千円

（既定予算とあわせ30,480千円）

災害時における感染症の発生を未然に防止するため、市町村が実施した公共施設等の消毒に係る経費の一部を負担します。

［負担割合］国1/3、県1/3、市町村1/3（千葉市、船橋市及び柏市を除く）

┌ 9月補正（追加提案分）

○ ＤＭＡＴ及びＤＷＡＴの派遣（医療整備課、健康福祉指導課）　10,000千円

災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣に要した経費を計上します。

［事業内容］

・ＤＭＡＴ　9,000千円

・ＤＷＡＴ　1,000千円

┌ 専決

○民間の宿泊施設を活用した避難所の確保【新規】（危機管理政策課）　26,000千円

民間の宿泊施設への避難を円滑に進めるため、被災した市町村に代わり、県において、宿泊施設の確保や、施設と被災者のマッチングを行います。

┌ 9月補正（追加提案分）

○被災農業者・漁業者への融資に対する利子補給（団体指導課）　（債務負担行為の変更）

被災した農業・漁業者が、再生産に必要な資金や施設の復旧資金について、金融機関から低利で融資を受けられるよう、利子補給の対象となる融資枠を拡大します。

・融資枠の拡大　農業：（変更前）10億円→（変更後）15億円

漁業：（変更前）　1億円→（変更後）　2億円

・利子補給額 上記融資枠について、年利1.8%以内の利子相当額

┌ 9月補正（追加提案分）

○農林水産施設災害復旧事業（耕地課、森林課、漁港課）　263,000千円

（既定予算とあわせ 1,161,000千円）

被災した農業用施設や林道などの農林水産業施設を復旧します。

［事業内容］

・農業用施設　215,000千円

・林道　13,000千円

・治山施設　10,000千円

・漁港　25,000千円

┌ 専決

〇農林水産関係施設災害復旧事業（耕地課、漁港課、森林課）　1,065,000 千円

（債務負担行為 1,500,000 千円）

（既定予算とあわせ 1,800,000 千円）

被災した農林水産関係施設の復旧等を実施します。

［事業内容］

・県営農業用施設等災害復旧事業　790,000 千円（債務負担行為 1,500,000 千円）
印旛沼の堤防決壊等により被災した集水路や排水機場等を復旧します。

・漁港災害復旧事業　120,000 千円
片貝漁港における堆積土砂の撤去や、その他の被災漁港の流木撤去を実施します。

・治山施設災害復旧事業　155,000 千円
被災した崩壊地等の応急対策を実施します。

┌ 9 月補正（追加提案分）

〇セーフティネット資金利子補給事業（経営支援課）　（債務負担行為の設定）

浸水などの被害を受けた中小企業者等が設備を復旧するなどの場合に、低利で融資している中小企業振興資金のセーフティネット資金について、利子補給を行うことで、中小企業者等のさらなる負担軽減を図ります。

・利子補給額　融資額 40 億円以内について、年利 1.0%以内の利子相当額

┌ 9 月補正（追加提案分）

〇被災小規模事業者再建支援事業（経済政策課）　165,000 千円

令和８年８月千葉豪雨により被災した小規模事業者に対し、事業活動の再開に必要な費用について助成します。

［補助対象］施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費 等

［補 助 率］2/3（上限額 1,000 千円、下限額 100 千円）

【令和 8 年度補正予算での計上を検討している事業】

┌ 専決（参考資料）

〇千葉県半壊世帯特別支援金支給事業【新規】（危機管理政策課）　調整中

令和８年８月千葉豪雨と台風第２５号により、多くの住家被害が相次いで発生したことを踏まえ、被災者生活再建支援事業の対象とならない「半壊」の判定を受けた被災者に対し、支援金を支給します。

［支援対象］市町村が発行する罹災証明書において、住家が「半壊」と判定された世帯

［支給要件］被災した住戸の修繕等を行うこと

［支援金額］20 万円

┌ 専決（参考資料）

○被災農業者営農再開緊急支援事業【新規】（生産振興課、担い手支援課）　　調整中

令和８年８月千葉豪雨や台風第２５号など、相次いで発生した災害により被災した農業者に対して、営農再開に必要な経費を支援します。

１　資材調達等に対する支援

［対象経費］資材調達等支援：早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等）購入等の経費
追加防除・施肥：追加的に必要な薬剤・肥料の購入等の経費

［補助率等］1/2 以内（1 経営体当たり上限 300 千円。多重被災者は上限 600 千円）

２　作物残さの撤去に対する支援

［対象経費］浸水などにより収穫を断念した作物や他農地から流入した稲わら等の作物残さの撤去に係る経費

［補 助 率］10 アールあたり 10 千円以内

３　被災した農業用機械等の修繕・再取得に対する支援

［対象経費］被災したトラクター等の農業用機械、ビニールハウス等の施設の修繕費や修理不能となった機械等の再取得等の経費（事業費 50 万円以上）

［補 助 率］30/100 以内（ただし、保険未加入者は 25/100 以内）

［補助上限］1,000 万円
（保険金等収入と補助金の合算額が対象経費の総額を超えないこと）

┌ 専決（参考資料）

○水産業施設災害復旧事業（水産課、漁業資源課）　　調整中

被災した漁協や養殖業者が所有する水産業関連施設等の復旧を補助します。

［事業主体］水産業協同組合、内水面養殖事業者

［補助対象］漁協施設、養殖事業者施設の復旧経費

［補助率等］30/100 以内（ただし、保険未加入者は 25/100 以内）

［補助上限］1,000 万円
（保険金等収入と補助金の合算額が対象経費の総額を超えないこと）

┌ 専決（参考資料）

○被災地域の観光誘客事業（観光政策課）　　調整中

令和８年８月千葉豪雨や台風第２５号など、相次いで発生した災害により被災した県内の観光業を支援するため、観光協会等が宿泊施設と連携して行う観光誘客の取組等に対し助成するとともに、県内外に向けた観光情報の発信を強化します。

１　被災地域の観光誘客支援

［補助対象］県内市町村又は市町村観光協会

［対象事業］①小規模宿泊施設と連携・協力して実施する観光誘客の取組
・宿泊施設の割引実施、飲食店等で使用できるクーポン券の提供等
②観光誘客のために新たに実施する取組
・観光客を対象に新たに実施するイベントの開催等

［補助上限］対象施設（50 室未満）の客室数×20 千円（500 室を超える部分は 10 千円）
ただし、客室 100 室未満の場合は 2,000 千円（定額）

２　県内観光地の魅力発信強化

・ＳＮＳやインフルエンサーを活用した観光情報の発信

・主要な旅行予約サイトへの千葉県観光地の特集記事の掲載等

２　公共土木施設の早期復旧（8 事業）

┌ 9 月補正（追加提案分）

〇豪雨災害に係る応急対策等（道路環境課、河川整備課、河川環境課、港湾課、公園緑地課）

2,800,000 千円

令和８年８月千葉豪雨により、道路の路肩等の崩落や河川の氾濫等が発生したことから、応急的な修繕等及び今後の災害に備えた応急対策を実施します。

［事業内容］

・道路の応急修繕等	1,000,000 千円
・堤防補修工事等	1,400,000 千円
・堆積土砂撤去等	70,000 千円
・越水した河川の浸水状況調査	200,000 千円
・排水機場、河川水位等観測設備等に係る修繕等	70,000 千円
・急傾斜地崩壊対策施設に係る土砂撤去・修繕等	10,000 千円
・港湾施設に係る土砂撤去等	50,000 千円

┌ 専決

〇台風被害に係る応急対策等（道路環境課、河川整備課、河川環境課、港湾課、住宅課）

9,521,000 千円

（既定予算とあわせ 12,321,000 千円）

北印旛沼の破堤や道路の路肩等の崩落、河川の氾濫等が発生したことから、応急的な修繕等及び今後の災害に備えた応急対策を実施します。

［主な事業］

・道路の応急修繕等	3,851,000 千円
・印旛沼の堤防の応急復旧等	1,251,000 千円
・河川護岸の応急復旧等	2,811,000 千円
・砂防施設の応急復旧	1,393,000 千円
・越水した河川の浸水状況調査	200,000 千円

┌ 9 月補正（追加提案分）

〇公共土木施設災害復旧事業（県土整備政策課）　**2,860,000 千円**

（既定予算とあわせ 4,370,000 千円）

被災した道路や河川などの公共土木施設を復旧します。

［事業内容］

・道路橋りょう	800,000 千円
・河川海岸	2,000,000 千円
・港湾	60,000 千円

┌ 9月補正（追加提案分）

○県有施設災害復旧事業（教育施設課、文化振興課）　167,800 千円

（債務負担行為 25,000 千円）

被災した県立学校や文化会館などの県有施設を復旧します。

［対象施設等］

・県立学校　　145,000 千円

・文化会館　　8,800 千円（債務負担行為 25,000 千円）

・博物館　　14,000 千円

┌ 9月補正（追加提案分）

○警察用車両等復旧事業（警察本部会計課）　15,000 千円

（債務負担行為 25,000 千円）

豪雨により被害を受けた警察用車両等を更新するとともに、更新までの間、治安維持に必要な車両をリース方式により確保します。

┌ 9月補正（追加提案分）

○浄水場他修繕工事事業（特別会計工業用水道事業）（施設設備課）

（債務負担行為 117,000 千円（既定予算とあわせ 565,000 千円））

令和８年８月千葉豪雨により浸水被害を受けた佐倉浄水場の送水ポンプ設備について、修繕を行います。

┌ 専決

○浄水場災害復旧等事業（特別会計工業用水道事業）（施設設備課）　940,000 千円

（債務負担行為 328,000 千円（既定予算とあわせ 445,000 千円））

被災した浄水場の設備を復旧します。

［事業内容］

・佐倉浄水場の送水ポンプ設備の緊急修繕　806,000 千円（債務負担行為 328,000 千円）

・佐倉浄水場送水停止に伴う給水業務委託　134,000 千円

┌ 9月補正（追加提案分）

○下水道施設災害復旧等事業（特別会計流域下水道事業）（下水道課）　85,000 千円

（債務負担行為 380,000 千円（既定予算とあわせ 2,289,000 千円））

令和８年８月千葉豪雨により浸水被害を受けた八千代ポンプ場の汚水ポンプについて、復旧を行うとともに、下水道管路やマンホール周辺への影響を把握するため、空洞調査等を行います。

［事業内容］

・八千代ポンプ場汚水ポンプ復旧事業　（債務負担行為 380,000 千円）

・下水道管路等調査事業　85,000 千円

［実施箇所］

大雨特別警報が発表された流域下水道関係市町村の下水道管路、

破損などがあったマンホール周辺 等

12-1　都市型水害対策の具体化（内水・外水対策・貯留機能強化流域治水の深化）（1 事業）

┌ 9 月補正（追加提案分）

○都市型水害に係る対策検討事業【新規】（道路環境課、河川整備課、都市計画課）

200,000 千円

今回の豪雨による雨量や冠水箇所等を調査し、内外水氾濫のシミュレーションモデルを作成したうえで、浸水対策を講じた場合の効果の検証を行います。また、検証を踏まえ、雨水貯留施設などの雨水流出抑制のあり方や、道路冠水の状況を踏まえたより効果的な車両通行規制、企業・住民の自助・共助による浸水対策など、都市機能を維持するための対策を検討します。

12-3　都市型水害対策の具体化（アンダーパス・道路冠水対策の強化）（1 事業）

┌ 9 月補正（追加提案分）

○アンダーパスにおける車両進入防止対策事業（道路環境課）　360,000 千円

県管理道路のアンダーパスについて、冠水時における車両進入を物理的に防止する設備の設置を進めます。

［対象箇所］県管理道路におけるアンダーパス全 24 箇所

12-5　都市型水害対策の具体化（帰宅困難者対策の向上）（2 事業）

┌ 9 月補正（追加提案分）

○帰宅困難者用に備蓄する物資等の補充（危機管理政策課）　22,500 千円

県庁本庁舎等において帰宅困難者を受け入れた際に使用した飲料水、アルミブランケット等の物資の補充を行います。

┌ 専決

○災害用備蓄物資の拡充（危機管理政策課、防災対策課）　50,000 千円

（既定予算とあわせ 72,500 千円）

災害対応を行う市町村に払い出した土のう袋やブルーシートの補充を行うほか、県有施設における帰宅困難者の受入環境の充実を図るため、新たにアルミマットの備蓄を行います。

12-6　都市型水害対策の具体化（マンションの浸水対策）（1事業※今後予算計上予定）

【令和9年度予算での計上を検討している事業】

┌ 専決（参考資料）

○マンションにおける浸水対策緊急促進事業【新規】（建築指導課、住宅課）　　調整中

浸水想定区域内、過去に浸水の被害があった区域又は浸水の被害のおそれがある区域等において、受変電設備等が地下にあるなどの浸水リスクが高いマンションにおける止水板や防水壁設置等の浸水対策に要した費用の一部を助成します。

［補助対象］洪水、内水、高潮等の発生時において、浸水被害によりライフライン（電気、水道等）が途絶し、居住に支障が生じるおそれのあるマンションにおける止水板・防水壁の設置などを想定

［補助率］1/2（県1/4、市町村1/4）（補助対象事業費の上限4,000千円/棟）

［期　間］令和9年度から3年間